

令和7年
第1回

定例会会議録

令和7年2月19日 開会
令和7年2月19日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

令和7年第1回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
職務のため出席した者	3
開会	4
諸般の報告	4
議長の選挙について	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者報告	6
議案第 1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例）の承認を求める ことについて	11
議案第 2号 専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用 職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関 する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるこ とについて	13
議案第 3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	14
議案第 4号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第 5号 埋立関連施設整備等工事請負契約の締結について	17
議案第 6号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正	

	予算（第3号）	19
議案第 7号	令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	21
議案第 8号	令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金	21
陳情第 1号	谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の検査項目にP F A S 類の明記を求める陳情書について	32
閉会		36

令和7年第1回東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

令和7年2月19日（水）

午後2時15分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 議案第1号
専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例）の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第2号
専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末
手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることにつ
いて
- 日程第 7 議案第3号
東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第4号
東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 9 議案第5号
埋立関連施設整備等工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第6号
令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第7号
令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算
- 日程第12 議案第8号
令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金

追加日程第1 議長の選挙について

追加日程第2 陳情第1号

谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の検査項目にP F A S類の明記を求める陳情書について

出席（応召議員）

第1番	日下部 広志君	第2番	上 條 彰 一 君
第3番	本 間 まさよ 君	第4番	土 屋 けんいち君
第5番	鴨 居 たかやす君	第7番	高 橋 誠 君
第8番	大 野 祐 司 君	第9番	森 本 せいや 君
第10番	片 山 かおる 君	第11番	伊 藤 央 君
第12番	島 谷 広 則 君	第13番	石 橋 光 明 君
第14番	だ て 淳一郎 君	第16番	幡 垣 正 生 君
第17番	辻 村 ともこ 君	第18番	木 下 富 雄 君
第19番	齊 藤 公 裕 君	第20番	間 宮 美 季 君
第21番	長 堀 武 君	第22番	おにつかこずえ 君
第23番	土 居 のりひろ君	第24番	富 永 訓 正 君
第25番	坂 井 かずひこ君	第26番	古 宮 郁 夫 君

欠席議員

第6番	佐 藤 新 悟 君	第15番	藤 江 竜 三 君
-----	-----------	------	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	阿 部 裕 行 君	副管理者	加 藤 育 男 君
副管理者	高 橋 勝 浩 君	事務局長	山 宮 永 稔 君
総務課長	植 田 威 史 君	適正化・広報担当参事	石 黒 洋 子 君
環境課長	辻 隆 君	事業調整課長	寺 谷 次 明 君
業務課長	三 浦 伸 夫 君	エコセメント担当参事	嶋 田 竜太郎 君
会計管理者	岩 本 俊 行 君		

職務のため出席した者

書 記	溝 口 亮 一 君	書 記	小 澤 崇 君
書 記	工 藤 翔 太 君	書 記	石 谷 光 君

令和7年第1回東京たま広域
資源循環組合議会定例会議録

日 時 令和7年2月19日（水）

午後2時15分

場 所 東京自治会館・大会議室

午後2時15分開会

○副議長（石橋 光明君） それでは、定刻となりました。

当組合議会の議長でありました稲垣議員の選出団体である西東京市議会内において改選があり、西東京市議会、市選出議員が交代いたしました。これにより当組合議会の議長が現在欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長である私が議長の職務を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は22名（※後述で「22名」は誤りであり、正しくは「24名」である旨の訂正発言あり）でございます。欠席議員は2名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩）

○副議長（石橋 光明君） 再開いたします。

議事に入る前に、冒頭、定例会の最初に「ただいまの出席議員は22名」とお伝えしましたがけれども、24名の間違いですので、訂正しておわび申し上げます。

それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は指定の記者席から行うものいたします。今日は傍聴者、記者の方がいらっしゃると思いますけれども、改めて記者及び傍聴者の皆様に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本会議場への電子機器の持ち込みに関する申合せ事項によりまして、パソコンやiPadなどタブレット端末等インターネット通信などが可能な電子機器の本会議場での使用

は認められておりませんので、御協力をお願いいたします。

ここで、追加日程を配付いたします。

皆さん、お手元に資料は配付されましたか。

議事日程その2、追加日程第1、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（石橋 光明君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（石橋 光明君） 御異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は副議長において指名することに決定いたしました。

なお、本組合議会の申合せ事項により、議会役職者の人事につきましては、ブロックごとに2年を任期とし、推挙いただくことになっており、役職者に欠員が生じた際は同ブロックから残任期間の後任者を選任いただくこととなっております。

先ほど全員協議会において、26番、古宮郁夫議員を議長候補者と決定いたしました。よって、議長に26番、古宮郁夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました26番、古宮郁夫議員を議長の当選人に定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（石橋 光明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました26番、古宮郁夫議員が当選となりましたので、本席から会議規則第30条第2項の規定による当選の告知をいたします。

これで私の役目を終わらせていただきます。御協力、大変ありがとうございました。

それでは、これより議長に議事進行をお願いしたいと思いますので、議長、議長席にお着

きをお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） それでは、就任の挨拶ということなので、ただいま議長に選出いただきまして誠にありがとうございました。

このタイミングということで大分戸惑いもあるんですけれども、また、今日傍聴席のほうにも大勢の方がみられているということなので、皆様の協力を得まして円滑な議事進行ができればと思いますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

それでは、引き続き会議を進めます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第89条の規定により、議長において第8番、大野祐司議員、第24番、富永訓正議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古宮 郁夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4、管理者報告を行います。

説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） それでは、令和7年第1回組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶と御報告を申し上げます。

本日は、組合議会議員の皆様方におかれましては、全員協議会に引き続き御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、昨年10月の組合議会以降の組合事業の報告と議案8件につきまして御審議をお願いするものでございます。主な議案は令和7年度一般会計予算案でございます。予算の総額は108億4,800万5,000円で、二ツ塚処分場と谷戸沢処分場の安全かつ適正な維持管理、そして、エコセメント事業の推進及び更新事業でございます。

また、組織団体に御負担いただく負担金については、令和6年度より14億4,445万円増額の92億6,445万円となっております。二ツ塚処分場、谷戸沢処分場は引き続き経年劣化に対応していく必要があるとともに、エコセメント化施設につきましては、施設の更新工事等を

行い、全量リサイクルを継続していかなければなりません。昨今の人件費、物価等の高騰により予算規模も大きくなっておりますが、内部努力を継続しつつ、予防保全の観点から計画的・効率的に施策を行う予算とさせていただいたところでございます。各組織団体におかれましては、厳しい財政状況下にあることとは存じますが、エコセメント化施設更新工事と次期運営委託などに必要となる現在の債務負担行為限度額の変更や令和7年度予算案につきまして、議員の皆様方の格段の御理解をいただけますようお願い申し上げます。

なお、この更新工事等における財政的な支援につきましては、本年1月14日に正副管理者4人全員で東京都庁を訪れ、3副知事をはじめ各担当局長に新年の御挨拶の中で引き続き要望してきたところであり、前向きな回答もいただいております。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局から御説明申し上げますので、私からは最近の組合をめぐる状況について報告をさせていただきます。

当組合事業につきましては、安全・安心な処分場の管理運営、エコセメント化施設での焼却灰の受入れなど順調に事業を継続しております。これもひとえに日の出町の皆様をはじめ、組織団体、関係行政機関の皆様、組合、議会議員各位、そして、多摩地域住民全ての皆様の御理解と御協力によるものでございます。改めて感謝申し上げたいと存じます。

昨年11月28日には紅葉の谷戸沢処分場自然観察会を開催いたしました。また、三多摩は一つなり交流事業も引き続き皆様に御協力をいただきながら実施しております。今後も処分場の安全性や自然回復の様子についてPRを続けていきたいと考えています。

最後になりますが、多摩地域400万人のごみの最終処分を日々行うことができますのも、地元日の出町の皆様の御理解、御協力によるものであり、1月15日には私どものほうも正副管理者4人全員で日の出町役場を訪れ、町長、副町長、そして、町議会議長にも新年の御挨拶を申し上げたところであります。今後も日の出町及び周辺住民の皆様方との信頼関係を積み重ねながら、各組織団体から搬入される廃棄物の最終処分を確実に行っていけるよう、処分場、そして、エコセメント化施設の管理運営に万全を期してまいります。

組合議会議員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶並びに報告とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（古宮 郁夫君） 山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） それでは、昨年10月以降の組合事業の経過について御報告申し上げます。少々長くなりますので、失礼して着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案書の2ページをお開き願います。

まず、各委員会関係でございます。

(1) 共通では、12月2日に学識経験者5名で構成される第52回技術委員会を開催し、各種環境測定データなどから令和6年度上半期の処分場の管理運営が適切に行われていることを確認していただきました。

(2) 谷戸沢処分場関係では、12月12日に第56回環境保全調査委員会を開催し、日の出町在住の学識経験者等に令和6年度上半期の環境調査結果を御報告し、特段の問題がないことを確認していただきました。また、12月19日には日の出町第3自治会が主催する監視委員会に出席し、令和6年度上半期の環境調査結果及び処分場の管理運営状況等について報告を行いました。

(3) ニツ塚処分場関係では、11月27日に第10回エコセメント化施設更新工事等検討委員会及び第5回第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会を開催しました。エコセメント化施設更新工事の入札結果を報告するとともに、減容(量)化基本計画の来年度の策定に向け、検討を進めました。また、12月20日に第22自治会が主催する対策委員会に出席し、令和6年度上半期の環境調査結果及び処分場の管理運営状況等について報告を行いました。

3ページを御覧ください。

処分場埋立て及びエコセメント関係でございます。昨年9月から12月までの各月のニツ塚処分場の埋立て状況及びエコセメント化施設の稼働状況について記載しております。埋立ての進捗状況については、組織団体における不燃ごみのリサイクル化の取組により、平成30年4月以降、埋立てゼロを継続しており、埋立て進捗率は44.7%で変化はございません。エコセメント化施設は順調に稼働しており、焼却残渣の受入れ量とエコセメントの出荷量については記載のとおりで、エコセメント出荷量の増減については定期修繕等による施設停止期間があったことによるものでございます。

なお、下段、アスタリスク3に記載のとおり、9月から石川県能登半島地震災害廃棄物由来の焼却残さを受け入れており、各月の受入れ量の下段に括弧書きでお示ししております。

続きまして、4ページを御覧ください。

環境関係でございます。まず、ニツ塚処分場敷地内大気中ダイオキシン類調査につきましては、11月13日から20日にかけて今年度第3回の調査を実施いたしました。

次に、谷戸沢処分場、ニツ塚処分場及びエコセメント化施設における公害防止協定等に基づく水質等の調査結果につきましては、12月25日に令和6年度上半期分をホームページ等で

公表しております。また、2月6日から13日にかけて今年度第4回のダイオキシン類調査の実施を予定しております。いずれの調査結果につきましても、従来の調査結果と大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないということが確認されています。

次に、搬入廃棄物適正化関係でございます。

昨年12月に今年度後期の立入調査を中間処理施設6施設に対して実施いたしました。今年度前期に実施した立入調査と合わせて、今年度合計で22施設に対して実施し、有害ごみの管理が適正に行われていることを確認しました。また、12月17日と18日に組織団体職員等処分場視察研修会を2回実施し、組織団体、搬入団体の職員合計で46名に御参加いただきました。

次に、広報関係その他の（1）広報事業では、昨年12月7日に組合広報紙「たまエコニュース84号」を発行いたしました。エコセメントや更新工事の内容を特集するとともに、有害ごみ、危険ごみの分別の徹底について改めて注意喚起いたしました。

次に、（2）見学事業では、11月28日に紅葉の谷戸沢処分場自然観察会をバスツアー形式で開催いたしました。

5ページに移りまして、（3）三多摩は一つなり交流事業でございます。本交流事業につきましては、組織団体、搬入団体の皆様に御協力いただき、10月30日以降、記載のとおり12事業の実施となっております。それまでに実施されました14事業と合わせて、今年度の実績は合計で26事業となります。御参加いただいた方々には、中間処理施設や最終処分場の見学のほか、日の出町や各組織団体の観光地等を見学していただきました。

報告は以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第47条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの報告について何か御質問はございますか。よろしいですか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 公害防止協定に基づいて処分場関連の水質調査が行われておりますが、今、事務局長の報告では大きな変化はないと、そういう報告でありましたけれども、この処分組合の公表している水質データ、これを分析してみますと、例えば谷戸沢処分場の浸出水、原水と放流水の電気伝導度は2022年度、浸出水、原水は1万7,400マイクロジーメンス、放流水は1万1,000マイクロジーメンスですが、この数値はその報告、今年度どのような変化となっているのかお答えをいただきたいと思っております。

同じく谷戸沢処分場から……

○議長（古宮 郁夫君） 上條議員、何点になりますか。点数は何点。

○2番（上條 彰一君） 2項目です。

同じく谷戸沢処分場から十数メートル南西の地下水の水質の電気伝導率、これは2022年度は506ということですが、その後はどのような値となっているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（古宮 郁夫君） これは4ページの環境関係というところで、その部分のところでの質問ということによろしいわけですね。

それでは、答弁をお願いいたします。

辻環境課長。

○環境課長（辻 隆君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

令和6年度上半期分の調査の結果でございますけれども、議員御指摘のとおり電気伝導率等は高くなってきてございますけれども、これにつきましては、もともと浸出水でありますので、電気伝導率自体は高いということで、過去の変動の範囲と比べて大きく変動していないということで、技術委員会の先生たちも了解を得て、特段の処分場からの影響はないということでもまとめているところでございます。

あと、地下水の電気伝導率につきましてもほぼ同じような数値を示しているところでございます。すみません、具体的な数字は今手元にはございませんので、明確に幾らということはお答えできませんけれども、その辺のところもホームページで出ておりますので、御確認していただければと思います。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 上條議員。

○2番（上條 彰一君） 今御答弁いただきましたが、具体的な数字は示されませんでしたけれども、この浸出水、原水と放流水の数値というのは従来同様で高くはなっているけれども、影響はないという結論づけをしているわけでありましたが、もともと埋立て前の1983年までは地下水の水質の電気伝導率は50から100マイクロジーメンスでありますから、それが埋立て完了時の1998年に1,380マイクロジーメンスと高くなって、さらに近年は1万マイクロジーメンスを超えていると、そういう状況だと思います。

電気伝導率というのは水質の汚れの関係はかなり示しているもので、やはりかなり高い値が出ているということは環境に影響を与えているということになるわけで、そこら辺の検討

が影響はないということで結論づけること自体にかなり無理があるのではないかと思います
が、見解をお示ししていただければと思います。

○議長（古宮 郁夫君） 辻環境課長。

○環境課長（辻 隆君） ただいまの電気伝導率についての御指摘でございますけれども、必ずしも電気伝導率が高いからといって水質に影響があるとは言えないかと思います。ただし、処分場からの影響がどうかということですが、少なくとも先ほども申しましたように手元に詳細なデータを持ち合わせていませんので、ただ、地下水で1万近い電気伝導率は出ていないというふうに認識をしております。確かに浸出水はその程度の数字が出ておりますけれども、これは浸出水なので、ある意味当たり前の数値でございます。

あと、放流水につきましては、下水道に流している水でございますので、下水道にはそれに関する基準がございません。ですから、下水道に流れているということは地域の周辺環境には影響を与えていないというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で管理者報告を終わります。

次に、日程第5、議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

提出者より提出理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書6ページをお開き願います。

まず初めに、議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて提案理由を御説明いたします。

本案は東京都人事委員会の勧告等により、公民格差の解消のため、当組合職員の期末・勤勉手当の年間支給額を0.2か月分増額するもので、本議会において専決処分について御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては事務局から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） 山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） それでは、議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて御説明いたします。

本改正につきましては、議案書9ページに新旧対照表がございますので、御覧いただきたいと存じます。

期末手当基礎額に乗ずる割合を100分の120から100分の125へと改正するとともに、勤勉手当基礎額に乗ずる割合を100分の112.5から100分の117.5へと改正し、当組合においては年2回支給の期末・勤勉手当から0.1か月分ずつを増額し、年間で0.2か月分を増額するものでございます。

しかしながら、令和6年度に関しましては6月分の支給を終えている関係上、年間0.2か月分の増額を12月支給の手当により実施するため、附則を設けております。これらの改定につきましては、当組合といたしましても東京都に準拠することとし、令和6年12月の支給分から改正するべく、施行日を12月1日とし、令和6年11月29日に管理者の専決処分により東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正させていただきました。

専決処分書は7ページ、改正条例は8ページに掲載してございます。

議案第1号につきましては、以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 質疑なしと認めます。

これにて本件につきまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書10ページを御覧ください。

議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて提案理由を御説明いたします。

本案は東京都人事委員会の勧告等により、公民格差の解消のため、先ほどの職員の給与に関する条例と同様、会計年度任用職員の特別給の年間支給額を0.2か月分増額するもので、本会議において専決処分について御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） 引き続き事務局より内容の説明を願います。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） それでは、議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてでございます。

本改正につきまして、議案書の13ページに新旧対照表がございますので、御覧いただきたいと存じます。

期末手当基礎額に乗ずる割合を100分の120から100分の125へと改正するとともに、勤勉手当基礎額に乗ずる割合を100分の112.5から100分の117.5へと改正するなど、内容につきましては議案第1号と同様でございます。

専決処分書は11ページ、改正条例は12ページに掲載しております。

議案第2号につきましては以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 質疑なしと認めます。

これにて本件につきましての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、専決処分（東京たま広域資源循環組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを原案どおり承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書14ページをお開きください。

議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

本改正は、議案第1号と同様に東京都人事委員会の勧告等に合わせ、当組合の給料表を改

正するとともに、諸手当等の制度改正に伴い、扶養手当、通勤手当、管理職特別勤務手当を改正するものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします

○議長（古宮 郁夫君） 引き続き事務局より内容の説明をお願いします。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） 議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本改正につきましては、改正条例を15ページから20ページに掲載しております。

21ページから29ページには新旧対照表がございますが、ポイントを絞って御説明いたしますので、申し訳ございませんが、別途お配りしてございます資料①を御覧願いたいと思います。

それでは、変更点の①、給料表につきましては、公民格差是正のため、別表第1の給料表につきまして、令和6年4月に遡及して給与月額の変更に実施いたします。

②の扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1万3,000円に引き上げるものでございます。ただし、受給者への影響を考慮して、配偶者に係る手当の廃止は2年をかけて実施し、子に係る手当額の引き上げも2年をかけて実施いたします。令和7年度の手当額は、特例措置として配偶者に係る扶養手当を3,000円、子に係る扶養手当を1万1,500円として附則に定めます。

③の通勤手当については、長距離通勤をする職員の経済的負担を軽減するため、通勤手当の支給上限額を月額5万5,000円から月額15万円に改めるものでございます。

④管理職員特別勤務手当については、臨時または緊急の必要その他の公務の運営に必要な場合、いわゆる災害対応などによって週休日または休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合も対象として拡大するものでございます。

議案第3号につきましては以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書30ページをお開きください。

議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

本改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） 引き続き事務局より内容説明をお願いします。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） 議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本改正につきましては、改正条例は31ページに掲載しておりますが、32ページの新旧対照

表を御覧ください。

まず、育児または介護を行う職員の超過勤務の免除については、3歳に満たない子を養育する職員が対象だったものを小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するものでございます。

次に、特別休暇における子の看護休暇という名称について、取得事由の拡大のため、子の看護等休暇に変更するものでございます。これまでの取得事由は、子の病気、けが、予防接種、健康診断としていたものを感染症に伴う学級閉鎖と入園・入学式、卒園式を追加し、規則に定めるものでございます。

議案第4号につきましては以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号、東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号、埋立関連施設整備等工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書34ページをお開きください。

議案第5号、埋立関連施設整備等工事請負契約の締結について提案理由を御説明いたします。

本契約につきまして請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東京たま広域資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） 引き続き事務局より内容説明を願います。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） それでは、議案第5号、埋立関連施設整備等工事請負契約の締結についてでございます。

本契約の締結につきまして、35ページに埋立関連施設整備等工事の請負について契約の内容を掲載しております。

1、契約の目的は埋立関連施設整備等工事。2、契約の方法は制限付き一般競争入札。3、契約金額は39億5,450万円。4、契約の相手方は東京都港区元赤坂1の5の31、鹿島環境エンジニアリング株式会社代表取締役、新川隆夫。契約期間は令和7年4月1日から令和19年3月31日までとなっております。

議案第5号につきましては以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 今説明をいただいたわけでありますが、1つは制限付き一般競争入札ということで、どのような要件がついたのか、それから、一般競争入札ですから、何社の応募があって入札、落札をしたのか、ここら辺の御説明をいただきたいと思います。

○議長（古宮 郁夫君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 制限付き一般競争入札ということでは、建築あるいは土木といったような建設業法に基づいた資格を持っている業者という形で制限をつけてございます。

そしてまた、もう一点の何社かというところにつきましては、応募は1社ということがございます。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 上條議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） ほかに質疑ございませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号、埋立関連施設整備等工事請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第10、議案第6号、令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書36ページをお開きください。

議案第6号、令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明いたします。

37ページを御覧ください。

第1条にありますとおり、本補正予算は歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を

99億5,338万9,000円とするものと、第2条にありますとおり、第2表、債務負担行為補正により債務負担行為を変更するものでございます。

内容につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） 引き続き事務局より内容の説明をお願いします。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） 議案第6号、令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

内容につきましては、まず38ページを御覧願います。

初めに、歳出のほうから御説明いたします。

5款諸支出金、1項基金費におきまして、従来普通預金口座に付与された利息を積み立てておりましたが、令和6年度において普通預金金利が上昇したことを受け、結果として歳出予算額に不足が生じたため、不足額分100万円を計上するものでございます。これにより、歳入においても4款財産収入、1項財産運用収入におきまして、補正額として歳出と同様の100万円を計上するものでございます。

次に、39ページを御覧願います。第2表、債務負担行為補正について御説明いたします。

まず、このたびのエコセメント化施設更新工事に伴うエコセメント化施設整備運営事業（その3）として、1,980億円としていた限度額を2,215億円に変更するものでございます。内容の詳細につきましては、別紙でお配りしてございます令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算及び同説明書（第3号）にて御確認いただければと存じます。

議案第6号につきましては以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 質疑なしと認めます。

これにて本案につきまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、日程第11、議案第7号、令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び日程第12、議案第8号、令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金については関連性がございましたので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案第7号、令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び議案第8号、令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金について、一括で提案理由を御説明いたします。

議案書40ページをお開き願います。

初めに、議案第7号、令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてであります。

本予算案は、41ページの第1条にありますとおり、予算総額を歳入歳出それぞれ108億4,800万5,000円と定めるものであります。前年度より12億8,551万4,000円の増で、前年度比は113.4%となっております。

本予算案の特徴であります。安全で安定した処分場運営を行っていくことを基本方針とし、各施設の予防保全や更新等に重点を置いた予算編成となっております。また、エコセメント化施設更新工事等に係る経費として、第2条にありますとおり、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を設定させていただいております。

債務負担行為の設定につきましては、44ページを御覧ください。

第2表にありますとおり、このたびのエコセメント化施設更新工事等に伴うエコセメント

化施設整備運営事業（その3）として、令和7年度から32年度までを期間とし、2,215億円の債務負担行為を設定するものです。次に、これに伴う埋立関連施設整備等工事として令和7年度から18年度までを期間とし、39億5,450万円の債務負担行為を設定するものです。さらに、搬入管理システム開発等委託として令和7年度から12年度までを期間とし、9,880万9,000円の債務負担行為を設定するものです。

続きまして、議案書45ページをお開き願います。

議案第8号、令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金であります。

46ページをお開きいただき、最下段にある合計を御覧ください。

令和7年度の組織団体負担金として、総額92億6,445万円の負担をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（古宮 郁夫君） 引き続き事務局より内容の説明を願います。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） それでは、議案第7号、令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について御説明いたします。少々時間をいただきますので、着座にて御説明させていただきます。

議案書は40ページになりますが、歳入歳出予算の内容につきましては、別冊でお配りしております冊子、令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び同説明書により御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。冊子の8ページ、9ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金については92億6,445万円で、前年度より14億4,445万円の増となっております。こちらは組織団体から毎年御負担いただいている負担金でございます。組織団体負担金はエコセメント化施設が稼働した翌年度の平成19年度から令和元年度までの13年間、長らく93億3,000万円で固定されておりました。近年は施設の建設時に行った借入れの償還が進んだこともあり、令和2年度は86億4,000万円となりました。さらに、令和3年度から令和6年度までは公債費償還金の減少に伴って78億2,000万円となっておりましたが、令和7年度から埋立関連施設整備等の工事に着手する影響で増額となっております。

次に、第2款国庫支出金でございます。福島原発の事故に伴う放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設に関する補助金と循環型社会形成推進交付金の減少に伴い、353万

9,000円となっており、前年度より649万5,000円の減となっております。

次に、第3款都支出金でございます。二ツ塚処分場内の針葉樹を広葉樹へ林相転換する事業に対して交付される東京都からの補助金でございまして、18万1,000円を見込んでおります。

次に、第4款財産収入でございます。1項財産運用収入として土地等の貸付収入や各種基金の運用利息などで2,597万6,000円を見込んでおります。

次に、第5款繰入金でございます。各種経費等の増額に対応するために繰入金を3億2,335万2,000円計上しております。

1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

第6款繰越金でございますが、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

第7款諸収入、1項組合預金利子については、歳計現金を保管している普通預金口座の預金金利といたしまして、このところの金利上昇を受け278万7,000円の歳入を見込んでおります。

次に、2項雑入でございます。こちらは表の一番下に記載しておりますが、前年度比1億1,654万1,000円減の12億772万円を見込んでおります。これは1目雑入においてエコセメントの製造過程で排出される非鉄金属であるミックスメタルの売却量自体の増を見込んでいる一方で、エコセメント化施設の公共料金負担金及び重金属回収設備において金属産物を回収した後に発生する金属澱物の売却量が減になることによるものでございます。

また、2目弁償金については、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する費用といたしまして、東京電力から原子力損害弁償金を収入しており、466万5,000円を見込んでおります。

以上が歳入でございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページを御覧ください。

ここからが歳出でございます。

まず、第1款議会費は議員報酬や議会開催に要する費用でございます。予算額は986万5,000円で、前年度より96万6,000円の増となっております。要因としましては、令和7年度が2年に一度の議員改選年度であり、議員改選に伴う報酬及び行政視察に伴うバス借上料等を計上していることによるものでございます。

次に、第2款総務費、1項総務管理費は理事等の報酬、職員の人件費、弁護士委託料のほか、職員の出退勤や出張、人事・給与管理等を行う総合システムの保守委託など管理的経費

でございます。現状の人員体制を踏まえた人件費を見込むとともに、給与改定やネットワーク監視委託に伴う人件費及び委託日数の増、LAN機器等借上げの更新に伴い増となったことにより、14ページ、計の欄にありますとおり855万8,000円増の3億6,748万円を計上しております。

主な内容としましては、第12節委託料は弁護士委託、ネットワーク監視業務委託、総合システム保守委託等で3,253万9,000円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、15ページを御覧ください。

第13節使用料及び賃借料は、公用車、複写機、LAN機器等の借上料などで1,446万8,000円でございます。

第2款総務費、2項監査委員費は監査委員報酬などで前年度同額の38万5,000円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、16ページ、17ページを御覧ください。

第3款衛生費については、廃棄物の最終処分の業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴う委託経費などです。主な事項について御説明いたします。

第1目清掃総務費は事務的経費でございます。6,206万8,000円で前年度より965万2,000円の減で計上しております。これは組合広報紙作成における委託業務の効率化による減額や第7次廃棄物減容（量）化基本計画策定に伴う業務量の減によるものです。

この清掃総務費の主なものでございますが、第12節委託料につきましては、組合広報紙「たまエコニュース」の作成業務やホームページの管理業務等といたしまして4,480万1,000円を計上しております。また、第18節負担金、補助及び交付金として、三多摩は一つなり交流事業に対する補助金などとして959万円を計上しております。

第2目二ツ塚処分場費については、前年度より199万3,000円減の17億2,251万円を計上しております。修繕料の増額や人件費等の上昇により、委託料などが一部を除き増額となっている一方で、協定に基づく日の出町に対する地域振興事業負担金が前年度より減額となったことが大きな要因となっております。

主なものでございますが、第10節需用費が3億3,231万5,000円で、1枚おめくりいただき、19ページの説明欄に記載のとおり浸出水処理施設用消耗品費や電気料、上下水道料、修繕料などがございます。

続いて、第12節委託料は6億8,395万円で、こちらについては処分場の維持管理、埋立て等管理作業、浸出水処理、生活環境モニタリング調査等に係る委託経費でございます。

内訳につきましては、管理業務関連が2億8,782万7,000円で、下から6行目、運営及び維持管理業務関連が9,319万5,000円、下から2行目、浸出水処理業務関連が1億8,209万3,000円、1枚おめくりいただき、21ページの上から4行目、環境業務関連が1億2,083万5,000円となっております。

第14節工事請負費は5,280万円で、浸出水処理施設における処理槽の劣化に対応する防食塗装工事を実施するものでございます。

次に、第18節負担金、補助及び交付金でございます。こちらは地元日の出町に対する地域振興事業負担金で、前年度比5,000万円減の6億5,000万円を計上しております。

次に、第3目谷戸沢処分場費ですが、埋立て完了後の維持管理に係る経費などでございます。前年度比1,901万3,000円減の6億6,620万5,000円を計上しております。修繕料の減額や3年ごとに行う仮調整池の浚渫の前年度比減と各種委託における作業量、調査項目、調査頻度を見直したことによるものでございます。

主なものですが、第10節需用費、こちらは浸出水処理施設の消耗品費、上下水道料、修繕料などで1億9,355万3,000円となっております。

第12節委託料については3億6,121万9,000円でございます。内訳は維持及び管理業務関連が1億5,787万8,000円、1枚おめくりいただき、22ページ、23ページに移りまして、中段、浸出水処理業務関連が9,436万3,000円、その5行下、環境業務関連が1億897万8,000円となっております。

第13節使用料及び賃借料は7,251万9,000円でございます。こちらは処分場内の町有地の借上料、太陽光発電施設借上料等でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、日の出町が実施する谷戸沢処分場下流での水質調査等に関する負担金として3,000万円などを計上しております。

続きまして、第4目エコセメント事業費でございます。予算額は前年度より1億1,848万9,000円減の64億9,516万3,000円を計上しております。この減額の主な理由は重油価格の増に伴い、施設運営業務委託料が増となっている一方で電力単価改定に伴い、電気料が減となっていることによるものでございます。

主な事業費でございます。第10節需用費は9億164万2,000円でございます。

次に、第12節委託料は55億8,720万6,000円で、説明欄のとおりそのほとんどが施設運営業務委託の経費となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、24ページ、25ページを御覧ください。

第18節負担金、補助及び交付金につきましては、エコセメント化施設に隣接いたします青梅市との協定に基づき、青梅市内で行う環境調査に対する負担金とエコセメント普及啓発事業補助金、合わせて160万円を計上しております。

続きまして、第5目エコセメント化施設整備事業費につきましては、令和8年度以降のエコセメント化施設の更新作業に係る費用として前年度より1億9,748万8,000円増の2億4,067万8,000円となっております。

主なものですが、委託料としてエコセメント化施設更新工事及び埋立関連施設整備等工事に伴う設計施工管理業務委託が皆増になるとともに、工事請負費において請負工事費の前払金支払いに伴い1億8,000万円が皆増となったことによるものです。

第4款公債費でございますが、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設時に借り入れた東京都振興基金償還の元金と利子の合計で、26ページ、27ページに移りまして、前年度1,000円減の3,273万7,000円を計上しております。

次に、第5款諸支出金でございますが、特定財源その他の欄に記載しております各基金の利子分及び埋立関連施設整備費としての負担金増額相当分を各基金へ積み立てるため、12億3,091万4,000円を計上しております。

次に、第6款予備費でございますが、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が令和7年度予算の主な内容について御説明いたしました。

なお、本冊子の28ページから34ページには給与費明細書が、36ページ、37ページには債務負担行為に係る調書、39ページには地方債に係る調書、40ページ、41ページには歳入歳出経費別内訳書の記載がございます。また、別紙、資料②といたしまして主要な増減を記載しました令和7年度一般会計当初予算案の概要を添付してございます。

議案第7号の説明は以上でございます。

それでは、議案書に戻りまして、45ページをお開き願います。

議案第8号、令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金について御説明いたします。

46ページに組織団体別の負担金が記載してございます。表の最下段にございますとおり、総額は合計で92億6,445万円となります。内訳については、こちらに記載のとおりでございます。

続きまして、47ページを御覧ください。

管理費と事業費に分けました組織団体別の負担金額と併せて、負担金の歳出方法を記載してございます。

議案第8号の説明は以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明について何か御質問はございますか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 昨年の第2回定例議会で管理者報告への質問ということでPFAS検査の実施について質問をいたしました。予算が提案されておりますので、ここで質問をさせていただきます。そのときの事務局長の答弁は、今後地元の意向とか専門家の意見、それから、国の動向等をいろいろ含めまして組合内でもいろいろ研究していきたいという答弁がありました。

そこでお聞きをいたします。PFAS検査の実施についてどのような検討をされたのかお聞かせください。予算化をしたとすれば、予算書の事項別明細書の21ページ、23ページ、25ページに環境モニタリング調査委託という項目があると思いますが、予算化をされたのかどうかお答えをいただきたいと思います。

次に、資料②が配られておりますが、令和7年度一般会計当初予算案の概要ということで配付をされておりますが、歳出項目の衛生費に谷戸沢処分場費の環境モニタリング調査委託料が前年度よりも372万5,000円減額となっております。備考欄を見ますと、調査項目及び調査頻度の見直しによる減との記述がありますが、この理由についてもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

次に……

○議長（古宮 郁夫君） 何点になりますか。

○2番（上條 彰一君） 大きくは2点になりますが、次に、エコセメント化施設の更新工事等について伺います。

エコセメント化施設更新工事が2026年、令和8年度から5年間かけて設備の大幅なリニューアルが計画されているわけでありますが、まず、この問題については先ほどの協議会でも質疑ありましたけれども、地元の日の出町の住民の方から説明がされていない、説明会を開いてきちんと説明するとともに疑問に答えてもらいたいという声がありますが、どのように対応されるのか見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、更新工事中は搬入される焼却残さの一時埋立てを行うということになっておりますが、この埋立てに際してフレコンバッグを使用しないことにしたのはどのような理由なのか。この埋立て方法はどこでどのように検討されたのか、そこには専門家は参加していた

のかお答えください。

それから、石灰石を覆土材ということで埋め立てるといふ実証実験が行われているとのことですが、これまでどのような結果が得られているのかお答えください。

以上です。

○議長（古宮 郁夫君） 辻環境課長。

○環境課長（辻 隆君） 最初の1番目と2番目の御質問について御回答いたします。

初めに、前回の議会で質問されたPFASの関係でございますけれども、令和7年度の予算には計上しておりません。事務局長のほうで勉強していくというお話がありましたけれども、基本的にはPFASに関する新聞記事ですとか国の基準の検討の動向等を注視しております。現在のところ、暫定指針の暫定といったものの暫定が取れただけで、新聞を見ている方は御案内かと思っておりますけれども、特にPFASにつきましては地下水等の環境基準までは今回見送られたところでございます。したがって、予算化しておりません。

2番目の谷戸沢処分場の水質調査の減でございますけれども、これにつきましては、その理由に書いてあるとおり、測定の回数ですとか項目の精査をいたしまして、日の出町さんと協議の結果、数を減らしたところでございます。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 嶋田エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（嶋田 竜太郎君） エコセメント化施設の更新工事に関します地元への説明ということでございますけれども、令和6年度につきましては、まず地元の日の出町の町長、副町長、それから、議員に御説明したところを皮切りに、地元の第22自治会の対策委員さんは約20名ほどいらっしゃいますけれども、その方々に説明会を開きまして、御説明をいたしております。また、資料を持ちまして地元の自治会の住民の方々へ回覧を行いまして、御説明をさせていただいたところでございます。

また、青梅市に関しましては、3者協議の場におきまして更新工事の準備の進捗状況について同様に御説明をさせていただいたところでございます。

また、加えまして入札の状況ですとか、そういったところにつきましても、地元の第22自治会の対策委員さんとの打合せの場が週3回、月、水、金とございますので、そういった場でも随時御報告しているところでございます。

それから、続きまして、一時埋立てにおきまして、当初フレコンバッグの案もあったということがございますけれども、それにつきまして、なくなったということにつきまして御説

明いたします。

一時埋立てを行うに当たりましては、環境への影響に関しまして十分に配慮することは重要だと私どもも考えております。事前に行った試験結果によりますと、フレコンバッグを使用せず、石灰石による覆土のみの条件で埋立てをした場合に環境への影響は確認できなかったということでございます。

なお、覆土材として使用いたします石灰石の主成分でございますけれども、こちらは炭酸カルシウムでございます。その性質は難溶性の食品添加物に使用されるような無害なものでございます。一般に想像されるような水に溶けて強いアルカリ性を示すといったもの、これは熱を発するですとかそういった性質は石灰石にはございまして、こちらは生石灰ですとか消石灰、そちらの性質でございます。

それで、石灰石覆土はエコセメント製造におきまして途中で投入する材料として使用して埋立てを行うこととございますので、覆土材もエコセメントの材料として再利用できるという利点がございまして、また、フレコンバッグの場合ですと、このバッグ自体が再度掘り起こした際に廃棄物として処理をしなければならなくなるということで、フレコンバッグを使わないことで余計な廃棄物を増やさないという点でも結果として環境に優しい方法であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（古宮 郁夫君） 上條議員、これ7年度予算ということなので、そこの兼ね合いの部分はよく判断していただきたいんですけども、よろしく申し上げます。

上條議員。

○2番（上條 彰一君） 今答弁を聞いておまして、PFAS汚染の深刻さについて認識があまりないのではないかと感じられました。前議会でも最終処分場が汚染源として指摘をされているものとして兵庫県の神戸市と明石市の明石川や京都府綾部市の天野川などを紹介いたしました。今全国でこのPFAS汚染が問題となっているわけでありまして、特に注目をされておりますのが岡山県吉備中央町で、全国初の住民の血液検査なども行われております。その結果は検査を受けた709人中8割の方が米国のガイドラインの1ミリリットル当たり20ナノグラムを超えていると。一番血中濃度が高い方は718.8ナノグラムということで、非常に衝撃的な数字も示されているわけでありまして、この吉備中央町の汚染は産業廃棄物の処分場から流れ出たPFASが水道水の浄水場を汚染していると、そういう指摘がされております。

これまでも……

○議長（古宮 郁夫君） 上條議員、端的にすみませんが、よろしく願います。

○2番（上條 彰一君） これまで処分組合でも1，4－ジオキサンの水道水源の汚染などが問題となったときに、検査項目が追加されたりしているわけでありまして、こうした経過を踏まえたのかどうか、検討がされたのかどうかをお聞かせください。

仮に今PFASが浸出水に含まれているとすれば、処理をせずに放流していることになるわけでありまして。処分組合がPFAS汚染に対策を打たずに放置しているということになりますが、こうした点は検討されたのかをお聞かせください。

特に地元の皆さんと公害防止協定が結ばれているわけで、今の項目の中にはないわけですが、日の出町の住民の皆さんや行政の皆さんの不安を解消するためにも、しっかりとこのPFAS検査を実施して実態をつかむことは処分組合としての責任だと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、環境モニタリング調査委託の減額については、日の出町と協議をして数を減らしたということで、これは了解をいたします。

それから、エコセメント化施設の更新工事等についてであります。私がお聞きしましたのは住民の皆さんへの説明についてであります。地元の住民の皆さんに資料を配った、回覧したと、そういう答弁でありましたが、情報提供にはなるとは思います。御意見や疑問の声をお聞きして、きちんと行政として説明責任を果たすということになっていないのではないかと考えますが、ぜひ説明会を具体化してしっかりと開催していただきたいと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、フレコンバッグを使用をしないということについては、石灰石の覆土で環境への影響はないと、また、フレコンバッグが新たな廃棄物になると、そういう答弁でありましたけれども、その廃棄物が発生しないということは必要なことだと考えますが、焼却残さが風などで飛散をしたり、焼却残さの中の物質が溶け出すという問題はないのかどうかお答えください。

以上です。

○議長（古宮 郁夫君） 辻環境課長。

○環境課長（辻 隆君） 先ほどのPFASについての御質問についてお答えいたします。

確かにPFASにつきましても、新聞紙上いろいろと問題をにぎわせておりまして、ある処分場ではそこが原因ではないかと疑われているような記事も目にしております。しかしな

がら、必ずしもそこが特定されたわけではないものもございませし、基本的に前回の答弁でもお答えしましたとおり、P F A Sに関する科学的なエビデンスがまだはっきり確定していないという段階でありますので、疑わしいからといってすぐに全てを結構な費用をかけて調査するという事は、現段階では考えていません。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 嶋田エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（嶋田 竜太郎君） 2点お答えいたします。

まず、地元の住民の方への説明ということですが、これまで資料の回覧を行ってきたということはお話ししましたが、それに加えて、日頃から地元自治会の対策委員さんが20名ほどいらっしゃる、そちらの方々へ逐次状況について御報告をいたしております。その方々というのは理事会の中でも当組合、二ツ塚処分場のことに関して代表して情報収集をして住民の方に流していただく、そういう方々でございますので、そういった方々を通して、またさらに住民の方々から意見があれば吸い上げていきたいと思ひますし、また、そういった対策委員さんからいろいろな御意見をいただくケースもございませので、そういった御意見を聞かせていただきながら今後も事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、一時埋立てに関してですが、こちらは基本計画を作成する段階におきましていろいろと比較検討して決まったものでございませ。この方法につきましては、当組合の技術委員会、5名の専門家で構成されます技術委員会でも報告をさせていただいて、了承を得ているものでございませ。

なお、石灰石で覆土するというのは、覆土のやり方としましては従来の土で覆土する埋立ての仕方と同様でございますので、風で飛散するといったことはございませ。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） 1点ほど補足させていただきます。

地元への説明の件なんです、実は2年ほど前にエコセメント化施設の基本計画を策定いたしました。そのとき、ちょうどまだコロナの影響等ございませ、住民説明会を行う予定でしたが、地元のほうから回覧でやってくれということで回覧を回した経緯が2年前に既にございませ。そのときには住民の方から意見等も伺っておりませ、その回答も行っておりますが、特に反対であるとか非常に懸念するというような御意見はなかつたというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） ほかにはないということで、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

質疑、討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うことといたします。

まず、議案第7号、令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号、令和7年度東京たま広域資源循環組合負担金について原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

先ほどブロック代表者で協議いたしましたが、陳情書が1件提出されております。これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 御異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加することに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

それでは、議事日程その3、追加日程第2、陳情第1号、谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の検査項目にP F A S類の明記を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

山宮事務局長。

○事務局長（山宮 永稔君） それでは、陳情第1号について御説明いたします。失礼して着座にて御説明いたします。

ただいま配付いたしました議事日程（その3）を1枚おめくりください。

件名は谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の検査項目にP F A S類の明記を求める陳情書。陳情者は日の出町の中西千恵さんでございます。

要旨は、日の出町には谷戸沢処分場、二ツ塚処分場があり、循環組合と日の出町及び地元自治会との間で締結された公害防止協定がある。水質調査の中にある人の健康の保護に関する項目にP F A S類の測定が入っていないが、P F A S類は人間にとって非常に危険で不安である。ゆえに調査測定項目に入れるべきであるというものでございます。

また、陳情理由としましては、P F A S類は分解するのに1,500度が必要とされているが、清掃工場のごみ焼却温度は約980度前後である。熱や薬品、紫外線などの刺激を受けても反応せず、安定し、環境中で分解せず、また、水だけでなく油もはじくことができるため、半導体などの工業用途やファーストフードの包装容器、家具や洋服の防汚処理などに幅広く使用されている。燃やしたごみの焼却灰中の撥水加工したカーペットなどの繊維類、撥水加工した食品ペーパー、包装容器などにはP F A S類が含まれている可能性があり、熱で分解しないまま焼却灰に含まれ、処分場へ運ばれていると考えられるというものでございます。

次に、本件をめぐる状況について事務局側から御説明いたします。

P F A Sは1万種類以上の物質があるとされています。P F A Sの中でもP F O S、P F O Aは水や油をはじく性質があり、撥水剤や泡消火剤、コーティング剤など幅広い用途で使用されてきましたが、現在では国内での使用・製造が原則禁止されております。P F A Sは人の健康の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われており、我が国では令和2年、水道水についてP F O SとP F O Aの合算値で50ナノグラム・パー・リットル以下とする暫定目標値が定められ、現在も審議会などにおいて基準についての

検討がなされているところでございます。この状況からも分かるように、引き続き科学的根拠に基づくリスク評価が進むと考えられます。検査項目の中にPFASを義務づけることに関しては一定のコストがかかり、またはそれに伴う組合の財政的な負担も無視できません。リスクが明確に確認され、適切な基準が確立されることが必要であると考えます。

PFASは危険性があるとされていますが、令和3年度から令和5年度にかけて東京都が行った調査結果によりますと、日の出町の地下水のPFOS及びPFOAにつきます濃度は0.4ナノグラム・パー・リットルから10ナノグラム・パー・リットルとなっておりまして、暫定目標値の50ナノグラム・パー・リットルを大きく下回っています。また、平井川下流の多西橋付近の数値は2.6ナノグラム・パー・リットルとなっております。

以上のことから、測定義務化を急ぐべきではなく、科学的根拠に基づいたリスク評価をしっかり行い、その結果に応じた適切な対応をすることが重要であると認識しており、慎重に判断すべきと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） 以上をもって説明は終わりました。

何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 質疑なしと認めます。

これにて本件についての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） この陳情は、私一般会計の予算のところでも質問、要求もさせていただきましたけれども、このPFAS汚染の問題というのは今いろいろ全国で大変な問題になっております。汚染源については米軍基地やいろんな半導体製造過程での生成などいろいろ多岐にわたるわけでありましてけれども、健康への影響という点では腎臓がんをはじめとして子供たちの成育異常だとかいろんな病気に関わっているということが指摘をされております。直近では信州大学の医学部のチームが研究論文を発表しまして、子供たちへの非常に深

刻な影響が出るということを明らかにしておりますし、しっかりと国が規制基準なりをつくるべきであります。ヨーロッパやアメリカなどの規制基準などを見ますと、本当に厳しい基準で対応しているわけでありまして、日本の対応が非常に遅れていると。そういう中で、この環境汚染、そして、人体へのいろんな健康被害が広がるリスクが高まっているわけであります。

それから、最終処分場などから出されるいろんな汚水が周辺の河川などを汚染するということが全国各地で発生しております、やはり地元の日の出町の住民の皆さんの健康や町の信頼を得るという点では、しっかりとこの処分組合の施設の浸出水等の検査項目に入れて、監視をしていくということが私は必要だと考えます。

以上、この陳情については採択すべきと考えます。

以上です。

○議長（古宮 郁夫君） ただいま賛成の討論がございましたので、次に、反対討論のほうはございませんか。特にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） そうしましたら、よろしいですかね。

そうしましたら、これをもって討論のほうを終了させていただきます。

これより陳情第1号、谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の検査項目にPFAS類の明記を求める陳情を挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（古宮 郁夫君） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択と決しました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

事務局より発言の申出がありましたので、お願いいたします。

植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） それでは、事務局より2点事務連絡を申し上げます。

1点目です。令和7年度循環組合会議開催予定でございます。

別紙にて会議開催予定表をお配りしてございますとおりと、本年7月に臨時会、本年10月及び来年2月に定例会を開催させていただきます。日程については記載のとおりでございますので、御承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目でございます。

本年度下半期分の議員報酬の支払いについてでございます。本年度下半期分の報酬につきましては、3月末日までに振込手続を取らせていただきますので、御確認のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（古宮 郁夫君） それでは、ただいまの報告について何か御質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古宮 郁夫君） それでは、これをもちまして令和7年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

なかなかちょっと円滑な議事進行とはいかなかったんですけども、御協力いただきまして誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 古 宮 郁 夫

副 議 長 石 橋 光 明

第8番議員 大 野 祐 司

第24番議員 富 永 訓 正